



アメリカ合衆国における法人登記制度 ～司法書士業務との関連において(2)

日司連国際室渉外業務推進部会
室委員・米国ワシントン州弁護士 亀崎 絹子

前号では、米国における法人登記制度や日本との相違点を説明した。本号では、日本における手続での留意点を紹介する。

日本における登記への影響～法人登記

まず、登記申請書に記載する事項が正確な情報に基づいているか、という問題がある。法人登記分野においては、日本の法人登記の申請の際に外国法人の法人登記事項証明書が添付書類として求められる場合、翻訳等の便宜上、宣誓供述書を利用することが多いと思われる。この際、一次情報である外国政府における登記情報や証明書等を確認せず、安易に依頼者から提供された情報のみに依拠すると誤った登記を生み出す原因となる。例えば、商号や本店の表記につき、本国における登記と日本における営業所の登記の記載振りが相違しているものを見かけることがあるが、これは申請者が一次情報を確認さえしていれば防げたものも多いのではないかと考える。また、前号で説明したDBAを商号として日本において登記申請してしまうと、本国においては“実体法”上法人として存在しないにもかかわらず、日本においては“登記”上外国法人として存在するかのとき外観を有することになってしまう。一旦日本において営業所設置等の法人登記をすると、日本での営業はその法人登記を基礎にして行われ、不動産

登記や銀行からの借入れも全てその情報を前提に実行されることになり、後日訂正するには多大な労力が必要となる。最初に登記申請をした司法書士の責任は重い。

次に、翻訳をどのようにするのかという問題がある。住所の記載方法について、本店、営業所、代表者の住所のいずれも原則カタカナに引き直す必要があるため、本国での主たる営業所の所在地についても翻訳する必要がある。住所が300 2nd St W Suite 500, Seattle, WA 98504 USA の場合を例にとってみる。最初の300は地番である。2nd Stの訳し方として2番街、カタカナでセカンドストリートなどがある。WはWestの略であり、訳し方として、西、ウエスト、ダブリュなどがある。Suite 500は部屋番号を表す。98504は郵便番号であり、固有の表記の一部として住所に含めて表記する考え方と日本の住所表記に準じて表記しない考え方がある。

役員の氏名については、アルファベット表記が許容されていない。このことは役員欄に登記される者が法人であっても同様である。例えば、合同会社の代表社員が外国法人の場合、代表社員の名称をアルファベットのまま登記することはできない。その場合の商号の翻訳につき、Strawberry, Inc. という商号の法人の場合に、「ストロベリー・インク」という表記や「ストロベリー株式会社」という表記が

考えられるが、元の商号との同一性という観点から「ストロベリー・インク」とするのが妥当であろう。

これらの項目を一つずつどうするのか検討する必要がある。

日本における登記への影響～不動産登記

不動産登記分野においては、上記の法人登記と同様の論点が所有者の商号や住所等の登記事項で発生し得る。商業登記と異なり、アルファベットの商号をそのまま不動産登記の申請に用いることは、原則認められていない¹⁾。登記上はカタカナに引き直された表記となるため、後日義務者として登記申請をする場面において、本国で登記されている情報との同一性を確認することが厳密にはできないことになる。この点は、同一性の判断及び不動産取引の安全のため早急に取扱いの変更をお願いしたい。

不動産登記の申請書には、法人が申請人の場合はその代表者の氏名も記載するが、ここにも論点がある。ワシントン州などいくつかの州では、多数の役職の登記があり、役員のうちどの役職の者に代表権があるのか登記から判断するのが難しい。登記から代表権の有無につき判断ができない場合は、売買契約書中の表明事項、議事録や会社内部の Signatory List など誰に代表権があるのかを確認する。これらを確認の上で登記申請の手続のため、代表権のある者の氏名や役職、代表権のある旨を宣誓供述書に記載するなどして州の Secretary of State が発行する証明書では不十分な点につき補充をすることになる。

裁判所へ提出する資格証明書

法人を相手方として訴えを提起する場合、法人の資格証明書を提出する必要がある。登記事件の場合は、依頼者本人の事柄であるの

で、不明点についても依頼者に確認することができるが、訴訟事件で相手方が外国法人の場合は、本店所在地がどこになるのか、代表者は誰なのかを当事者側で調査することや、その法人の資格証明書を入手することは容易ではない。この点は、登記申請の添付書類を入手する場合とは前提事情が大きく異なる。各州が証明書を日本に郵送してくれるかどうかについては、州によって異なる。扱う州であっても、普通郵便のみしか扱わず、追跡調査ができないという場合もある。また、州への手数料の支払に米国の銀行口座の小切手が必要であることもあるなど様々なハードルがある。

経験上、登記所と比べて裁判所の方が資格証明書の様式や記載事項について柔軟な対応をしているように思う。例えば紙媒体の証明書ではなく、PDF 形式のファイルの証明情報であっても、有効性証明と共に印刷した上で提出しても受理されていることもある。必要な事項が登記されていない場合も、補充的な疎明書類（例えば SEC（米国証券取引委員会）に提出された書類等）と併せて提出することにより受理されていることもある。

犯収法上の本人確認

犯収法施行規則における外国法人の本人確認書類は、日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これに類するもので、法人の設立の登記に係る登記事項証明書に準ずるもの（その名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）とされているが、これを完全に満たす証明書を発行している国は多くない。例えば、法人設立時に設立証書といわれる設立を証明する証書が発行されることがあるが、設立証書には商号と設立日の記載のみで本店所在場所の記載がないものが多く、これだけで犯収法の要求を満たす文書にはならない。

また、犯収法には日本の法律を限定列挙する形で規定されている条項があるが、その場合は外国の法律に基づく類似の証明書や情報は使用できない。例えば、犯収法規則第6条第1項3号には「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人から登記情報（同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法」とあるため、仮に米国の州の Secretary of State が登記情報と同様の情報を提供している場合でも、米国法人に対する犯収法の確認方法として用いることはできないと考えられる。この点実情に応じた制度への変更を望むところである。

以上のとおり、外国法人の場合は事件そのものの処理よりも犯収法への対応により苦慮することもある。米国法人の場合は、まずは設立準拠法地及び主たる営業所所在地の Secretary of State によって法人の登記状況を確認し、証明書の提示を受けるのが司法書士の犯収法対応としての第一歩であろう。

- 1) 平成14年10月29日民事局民事二課長第2551号
依命通知